

# 使用前確認証

原規規発第2304286号

MH I 原子力研究開発株式会社  
取締役社長 南雲 浩行 殿

令和4年11月14日付けNDC社発22-336号(令和4年12月7日付けNDC社発第22-362号、令和4年12月22日付けNDC社発第22-369号及び令和5年3月7日付けNDC社発23-074号をもって一部変更)をもって申請がありました使用施設等については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第55条の2第3項の規定に基づき確認したので、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号)第2条の7の規定に基づき、使用前確認証を交付します。

令和5年4月28日

原子力規制委員会